

2020年4月22日

会員各位

大館商工会議所
会頭 佐藤 義晃

「秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」について（お知らせ）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対象施設の休業に全面的に協力いただける中小企業・個人事業者に対して、秋田県より協力金を支給することとなりましたのでお知らせいたします。

1 対象者及び要件

◎対象者

秋田県の要請に応じて、一定期間、施設の休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮を含む）に全面的にご協力いただいた中小企業・個人事業主（以下、「事業者」という。）

◎要件

- ・4月25日から5月6日の期間中に、休業等の要請に全面的にご協力いただくこと。
- ・令和2年4月21日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること。
- ・県内の事業所の休業等を行った場合であること。（県外に本社がある事業者も対象）
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。

※全面的な協力とは、**4月25日午前0時から5月6日まで**のすべての期間において、休業等にご協力いただくことをいいます。

2 支給額

1事業者あたり30万円
(県内に所在する事業所が複数事業所の場合60万円)

3 申請手続

◎申請受付期間

令和2年5月7日（木）～6月15日（月）

◎申請方法

「秋田県電子申請・届出サービス」(<https://s-kantan.jp/toppage-akita-t/>)による電子申請を予定しています。

また、郵送や県庁及び各地域振興局に設置する受付ボックスでも申請を受け付ける予定です。

◎申請に必要な書類

◇協力金申請書（法人にあたっては「法人番号」を記入）

◇営業実態が確認できる資料

◇休業の状況が確認できる書類

（例）売上げ等事業収入額を示した帳簿の写し、休業していることを第三者が見て明らかに分かるもの（休業期間を告知する自社ホームページの写しや、休業期間を記載した自社の店頭告知チラシ等）

◇誓約書（申請書記載の内容に虚偽がないことを公的に証明するもの）

◇振込先口座が分かる通帳等の写し

4 今後の流れ

募集要項、申請様式等の公表	4月30日（木）
申請受付開始	5月7日（木）
協力金の支給	5月中旬から順次支給
申請受付終了	6月15日（月）

5 お問い合わせ先

秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金相談コールセンター

電話：018-860-5071

※IP電話を使用しているため、他の問い合わせに対応中の場合でも、呼び出し音が聞こえます。

大変恐れ入りますが、5コール以上お待ちいただいても繋がらない場合は、お時間を空けてから改めてお電話ください。

受付時間等：午前9時00分から午後5時00分（土日・祝日含む）

※参考資料として「よくあるお問合せ」「対象施設及び対象外施設一覧」を同封します。

お気軽にお問い合わせください。

大館商工会議所 TEL 0186-43-3111